

「東日本大震災・原子力災害伝承館地域交流促進及び震災風化防止対策事業」 業務委託仕様書

1 業務名

「東日本大震災・原子力災害伝承館 地域交流促進及び震災風化防止対策事業」

2 業務期間

委託契約締結の日から令和3年11月29日（月）まで

3 目的

2011年3月11日に起きた東日本大震災、それに伴う福島第一原子力発電所事故からの復旧・復興が進む一方で、今もなお避難生活を余儀なくされている方がいる等、複合災害による影響は未だ県民生活に影響を及ぼしている。

さらに、震災から10年が経過した現在、震災の記憶の風化防止や震災を経験していない子供へしっかりと伝承していくことが重要である。そこで、開館1周年を契機に事業を実施することにより、当館の認知度向上に加え、東日本大震災・原子力災害への理解を深める機会を創出することで、記憶や記録、そして教訓を改めて広く発信することを目的とする。

4 開催日時

令和3年10月2日（土）9：00～17：00（予定）

5 事業内容

以下に記載の各項の業務を実施すること。

本事業を実施するに当たっては「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月14日、公益財団法人日本博物館協会）」を踏まえた新型コロナウイルス感染症への対策を講じること。

なお、今後、新型コロナウイルス感染拡大や自然災害等により、本事業の規模を縮小して実施することや開催を中止することも想定されることにも留意すること。なお、この場合の委託料支払い等の契約条件等の取扱いについては、発注者と受託者間において協議の上決定するものとする。

また、開催日時点で実施している館内イベントと連携し、誘客の相乗効果を図ることとする（詳細については採択者との打合せの中で今後情報提供）。

（1）本イベントの企画・運営及び事業実施計画・運営マニュアルの作成

企画・提案の際に事業実施計画を作成するほか、仕様書に示したイベント運営に関するマニュアルを作成すること。

【事業実施計画及びイベント運営に関するマニュアルへの記載項目】

- ① 会場利用図（レイアウト、動線計画）
- ② 会場設営・撤去計画
- ③ イベントプログラム（参加者募集、受付、タイムスケジュール）
- ④ 人員体制
- ⑤ 広報・プロモーション活動
- ⑥ 緊急時の対応
- ⑦ 来場者アンケート計画及び実施内容の公開について
- ⑧ その他、実施にあたり必要事項について、委託者と協議の上作成

(2) 以下の各業務の企画及び運営

ア トークセッション

「これまでの10年、そして未来へ(仮)」を大テーマとした2部構成で実施する。
第一部についてはテーマ「3. 11の経験とこれからの地域づくり(仮)」について、第二部については、第一部とは別テーマ・登壇者のトークセッションを行う。

① 会場

伝承館1階研修室 ※別紙配置図のとおり

② 想定参加者数

会場：40名程度、オンライン視聴：300名程度

③ 提案内容

(第一部)

テーマ及びシナリオについては伝承館が企画・調整するため、受託者はシナリオの製本等を行うこと。なお、登壇者は、福島県の復興に携わったタレント等を起用することで伝承館が調整するため、登壇者にかかる必要経費は100万円として積算すること。

(第二部)

震災・原発事故からの復興を内容に含み、若年層へのアプローチをかけることを念頭においたテーマ・登壇者設定・シナリオの企画・調整及び製本を行うこと。

(第一部・第二部共通部分)

- ・プログラムの作成、これに基づく進行管理
- ・参加者の事前予約、当日の受付と名簿の管理
- ・会場（研修室）における仮設ステージの設置
- ・音響機器、映像・配信設備や案内サインの設置
- ・司会者、登壇者との連絡調整
- ・その他必要な業務

イ 防災体験

① 会場

語り部の広場

※別紙配置図のとおり

② 想定参加者数

一般来館者 計200名程度

③ 提案内容

- ・語り部の広場を会場とした体験型の防災イベントについて幅広い年代が興味を持つものとし、特に子供や若い親世代が興味を持ち分かりやすい企画・運営の提案を行うこと。
- ・当日のイベント運営及び設置・撤去を行うこと。
- ・その他必要な業務

ウ アーカイブ広場及びエントランスホールを利用したイベント

① 会場

アーカイブ広場、エントランスホール

※別紙配置図のとおり

② 想定参加者数

一般来館者 計200名程度

③ 提案内容

- ・アーカイブ広場及びエントランスホールを有効活用して、特に子供や若い親世代が興味を持つ分かりやすい企画・運営について提案を行うこと。
- ・当日のイベント運営及び設置・撤去を行うこと。
- ・その他必要な業務

エ 復興状況・町の将来像をみてもらう現地ツアー

① 会場

双葉町周辺（浪江町・大熊町等）

② 想定参加者数

40名程度（最低実施回数20名×2回実施を想定）

③ 提案内容

- ・30分～1時間程度で双葉町等の復興状況・町の将来像を参加者にみてもらうコース設定等の企画提案を行うこと。
- ・バスの手配、運行時に乗車し説明を行うガイドの手配、参加の誘客や運行に関する全般（保険加入含む）
- ・その他必要な業務

※参考：視察先候補地（例）

双葉駅周辺、請戸漁港、福島水素エネルギー研究フィールド、
ネクサスファームおおくまなど

(3) 共通の業務

- ① イベント広報の企画提案及び実施に関すること。（当該イベント内容を広く周知し、多くの参加者を集めるための効果的な広報手法の提案を行うこと。なお、

伝承館 HP の活用と紙媒体（ポスターとチラシ）の作成は必須業務とする。

※ポスター及びチラシについては委託者と協議により、配布計画を作成する。

※成果品の発送は受託者が行う。

※ポスター及びチラシのデザインについては、委託者の確認を受けた後印刷を行うこと。

※ポスター及びチラシに係る権利等については後述する、「成果品」に係る記載を参照すること。

- ② イベントの記録に関すること。（イベントの写真、映像及び音声を記録し、伝承館へ提出すること。これら記録は伝承館ホームページや SNS に掲載する等広報用にも使用することを前提としたものであること。また、開催概要を含めた「開催概要」を作成すること。）
- ③ イベントに係る連絡調整及び経費の精算（当該イベント開催に係る出演者や関係者との連絡調整はもとより、これらイベントに係る経費の支払い一切を行うこと。）
- ④ 伝承館が指示する各種マニュアル作成及び関係各所との申請・諸手続業務を行うこと。
- ⑤ 来館者等の安全確保と円滑なイベント運営を図るため、伝承館担当者の指示の基づき、必要な人員配置を始め、出演者等との調整や、イベント運営を行うこと。
- ⑥ イベント来場者へのアンケート内容の提案及び、当日はアンケートへの記入勧誘を行い、後日、集計・分析を行い報告すること。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症対策を徹底すること。
- ⑧ 体調不良者などへ対応できるよう保健師等を常駐させ、救護できるようにすること。

5 成果物

受託者は、委託契約書に定めるものを含め、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの（紙媒体 1 部）

- ア 着手届（様式第 1 号）
- イ 統括責任者及び担当者通知書（様式第 2 号）
- ウ 実施工程表（任意様式）
- エ その他、委託者が必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの（紙媒体 1 部及び電子媒体（データ形式は別途指示） 1 部）

- ア 完了報告書（様式第 3 号）
- イ 請求書に係る内訳書（任意様式）
- ウ 実績報告書（様式第 4 号）
- エ ウに添付する書類
 - 開催に係る制作資料（プログラム、シナリオ、マニュアル、配布資料等）
 - 広報関係資料

- 当日記録（文字起こし及び開催概要、写真、映像）
 - 出席者名簿
 - イベント毎の参加者数及び全体参加者数
 - アンケートの集計及び分析結果
- オ その他、委託者が必要と認める書類

6 その他

- ア 本業務に関わる責任者及び担当者については、本業務の趣旨・内容を十分に理解し、かつ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- イ 受託者は工程管理を適切に行い、無理のないスケジュールで実施すること。
- ウ 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、委託者に帰属するものとする。二次使用が認められないコンテンツある場合には、その内容等を明示すること。
- エ 受託者は、委託契約書及び仕様書に基づき、業務の詳細について委託者と協議の上決定すること。
- オ 受託者は、委託者と定期的に打ち合わせを行い、進捗状況を綿密に報告すること。
- カ 各種法令を遵守して適切に対応すること。
- キ 本仕様書に定めのない事項及び定める内容について疑義が生じた時は、双方協議のうえ定めること。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- ク 新型コロナウイルス及び自然災害・荒天等で当該事業の実施が困難な場合は、委託者を始めとする関係者と十分に協議の上、実施の可否を検討しつつ、参加者等に連絡を行うこと。
- ケ 雨天等により実施できないイベントがある場合は、委託者と協議の上、精算により変更手続きを行う。